

覚醒剤研究者の使用数量等報告書

覚醒剤取締法第 30 条の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

指定年月日及び番号

住 所

氏 名

鹿児島県知事

殿

品 目	期初所 有数量	譲 受 数 量	製 造 数 量	使 用 数 量	廃 棄 数 量	その他	期末所 有数量	備 考
塩酸フェニルメチル アミノプロパン 末								
同 錠								
同 注								
硫酸フェニルアミノ プロパン 末								
同 錠								
同 注								

備 考

- 「期初所有数量」欄には、前年 12 月 1 日現在の所有数量を、前年の報告の期末所有数量と照合のうえ記載すること
- 記載数量の単位は、末は g（小数点以下第 4 位を四捨五入のこと。又倍散は末に換算）、錠剤は錠、注射液は本により記載すること。
- 「その他」の欄には、盗取、滅失、所在不明等についての数量を記載すること。
- 「期末所有数量」欄は、報告年の 11 月 30 日現在の所有数量を記載すること。
- 「廃棄数量」（破損による廃棄を含む。）、「その他」の欄に該当がある場合は、備考欄（件数が多いときは別紙）にその事由及び数量を記載すること。